

福岡県医発第2140号(地)

平成19年3月2日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横倉 義武



保健師免許及び助産師免許の付与要件の見直しについて

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

今般、保健師助産師看護師法の一部改正が行われ、平成19年4月1日以降、新たに保健師免許又は助産師免許を受けようとする者は、保健師国家試験又は助産師国家試験及び看護師国家試験の両方に合格しなければならないとされました。

また、「医療法施行令等の一部を改正する政令」(平成19年政令第9号)附則第2条において、平成19年4月1日現在、現に保健師免許又は助産師免許の申請が行われているものに対する保健師籍又は助産師籍への登録については、従前の例により行うこととされ、これらの申請に対しては、従前どおり保健師国家試験又は助産師国家試験の合格のみをもって保健師籍又は助産師籍への登録を行い、免許を付与することになっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員等へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 保健師・助産師の国家試験の合格のみをもって保健師・助産師の免許を受けようとする者については、平成19年3月30日(金)までに申請する必要があります。
- 2) 学校養成所、保健所、県看護協会、県助産師会、県病院協会、県私設病院協会には福岡県保健福祉部医療指導課より直接、通知されております。



小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



(公印省略)

18医指第2986号
平成19年2月8日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部医療指導課長
(看護指導係)

保健師免許及び助産師免許の付与要件の見直しについて(通知)

このことについて、別添(平成19年1月24日医政看発第0124001号)のとおり、厚生労働省医政局看護課長より通知がありましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、改正内容を御了承の上、貴会会員及び関係者に対する十分な周知方よろしくお願いします。

なお、学校養成所及び保健所、県看護協会、県助産師会、県病院協会、県私設病院協会へは当課より通知しておりますので申し添えます。

福岡県保健福祉部医療指導課
看護指導係 篠原
電話：092-643-3276

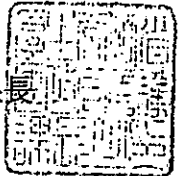




医政看発第0124001号
平成19年1月24日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長



保健師免許及び助産師免許の免許付与要件の見直しに伴う周知の徹底について

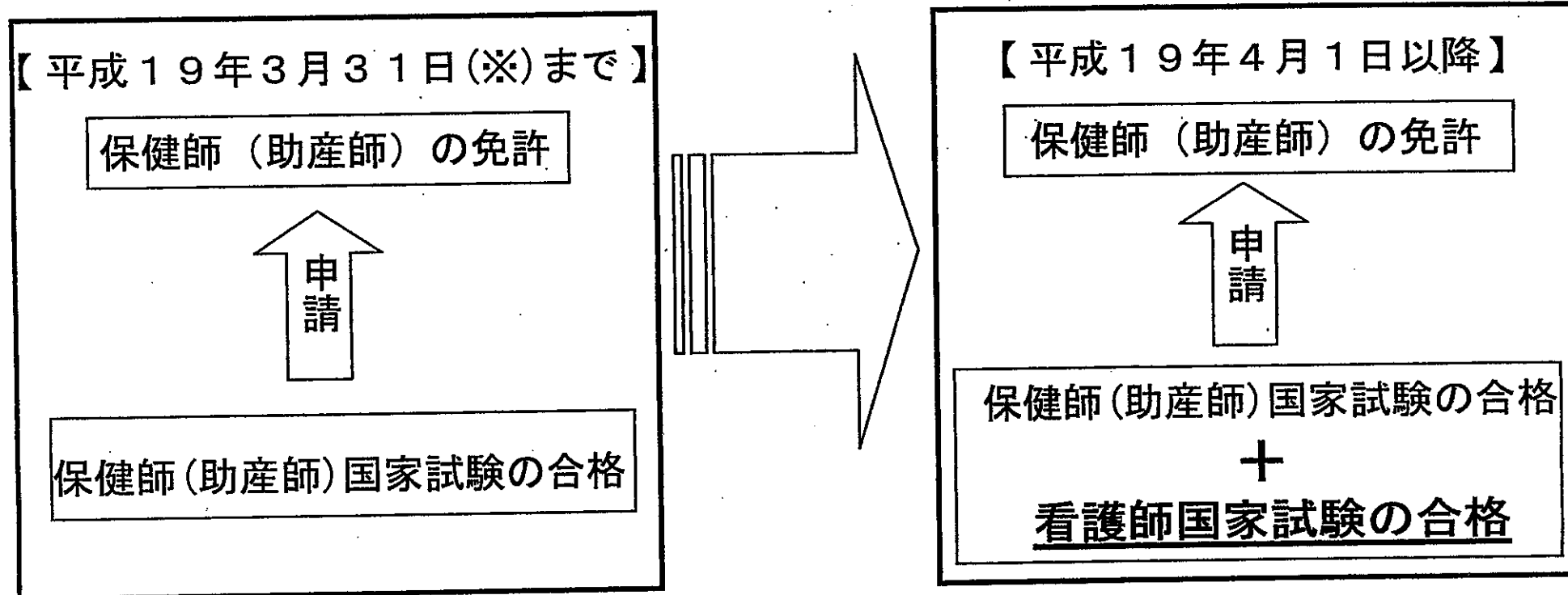
「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第84号）において、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の一部改正が行われ、平成19年4月1日以降、新たに保健師免許又は助産師免許を受けようとする者は、保健師国家試験又は助産師国家試験及び看護師国家試験の両方に合格しなければならないこととされたところである。

一方、「医療法施行令等の一部を改正する政令」（平成19年政令第9号）附則第2条において、平成19年4月1日現在、現に保健師免許又は助産師免許の申請が行われているものに対する保健師籍又は助産師籍への登録については、従前の例により行うこととされたところであり、これらの申請に対しては、従前どおり保健師国家試験又は助産師国家試験の合格のみをもって保健師籍又は助産師籍への登録を行い、免許を付与することになる。

貴職におかれては、上記の改正内容を御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、学校養成所、医療機関、関係団体等に対する十分な周知方願いたい。

(参考)

保健師免許・助産師免許の免許付与条件の見直し



(※) 平成19年3月31日は土曜日であるため、保健師・助産師の国家試験の合格のみをもって保健師・助産師の免許を受けようとする者については、平成19年3月30日(金)までに申請をする必要がある。